

福岡市農林業総合計画

(第 15 次：令和 9 年度～13 年度)

(素案)

福岡市

目次

整理中

第1部 福岡市農林業総合計画の基本的な考え方

第1節 計画策定の目的

第2節 計画の位置づけ

第2部 農業

第1章 農業を取り巻く情勢

第2章 これまでの取組み、成果、課題

審議会・分科会の
内容を踏まえ整理中

第1節 全体像

目指す姿

続けたい、はじめたい、関わりたい。さまざまなかたちの農業が実現し、次代へつながっている

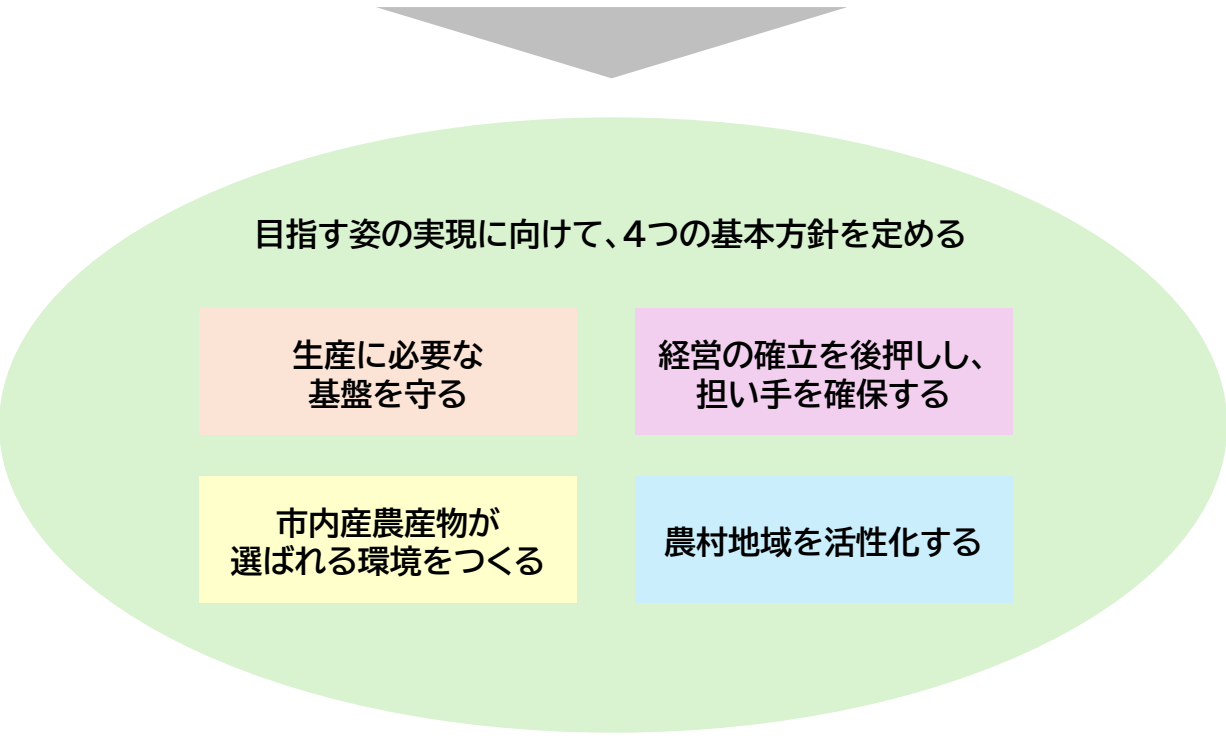


第2節 目指す姿

続けたい	はじめたい	関わりたい
農業者の視点		農業者以外の視点
・仕事として安心して農業を続けたい ・生産規模を拡大したい ・先代から引き継いだ農地を守りたい	・新たに農業を始めたい ・新しい技術や考え方を取り入れた農業にチャレンジしたい	・市内産農産物の購入などにより、福岡市の農業を応援したい ・市民農園、ふれあい施設、企業研修など、気軽に農業に触れたい

さまざまな人たちの農業が実現し、次代へつながっている

・これらが実現し、将来にわたって農業が**選ばれ**、つながっていくまちを目指す



第3節 基本方針

生産に必要な基盤を守る

農業生産を行うためには、農業用施設・機械や農地といった生産基盤を維持・整備することが必要です。

農業用施設・機械の確保に取り組むとともに、農地の保全・活用を図ることで、農業生産に必要な基盤を整えます。

経営の確立を後押しし、担い手を確保する

農業が続いていくためには、農業経営を後押しし、安定化を図るほか、担い手となる農業者を確保することが必要です。

生産性向上・収入確保などにより、農業経営の安定化を図るとともに、担い手の確保に取り組めます。

市内産農産物が選ばれる環境をつくる

生産した農産物が多くの人に購入されることは、農業収入の確保や農業の再生産の観点からも重要です。

市内産農産物が多くの人に選ばれるよう、付加価値の向上を図るとともに、地産地消の推進に取り組めます。

農村地域を活性化する

農村地域は、農業生産の場であるだけでなく、美しい景観や水源のかん養などの多面的機能を有しており、それらの機能を発揮するためには農村地域の活性化が必要です。

農業や農村地域の役割や魅力を認識してもらうために、魅力ある農村づくりや農への理解促進に取り組めます。

4つの基本方針に基づき、
既存の枠組みにとらわれることなく、必要な施策を推進していく

第4章 施策

第1節 施策の内容

基本方針1 生産に必要な基盤を守る

施策1 農業用施設・機械の確保

都市型農業の推進には園芸施設や農業用機械が必要ですが、その導入や更新には高額の投資を伴うため、施設や機械の更新期を迎えた際に営農継続を断念したり、新たな技術の導入に踏み切れない事例があります。また、ため池や井堰、水路・農道等の農業用施設について、長寿命化や更新を進めるなど、農業生産を将来にわたり安定的に維持していくための対応が求められています。

農業者が所有する施設・機械の更新に対して、より柔軟にきめ細かな支援を行うとともに、リースや共同利用など効率的な利用形態の導入についても検討するなど、農業生産の維持・拡大を支援します。また、ため池や井堰、水路・農道等を計画的に整備し、農業を支える基盤の維持を図ります。

【主な取り組み】

○園芸施設の助成

都市型農業を支える園芸施設の新設・長寿命化や高温対策に資する設備などの導入を支援します。

○農業用機械の助成

営農継続に必要なトラクターなどの機械のほか、アタッチメントなどの付属機器の導入を支援します。

○農道、水利施設の整備

ため池や井堰、水路・農道等の農業用施設の長寿命化に取り組むとともに、必要性や緊急性の高いものについては計画的に更新や改良を行います。

また、決壊した場合に人的な被害を与えるおそれがある「防災重点農業用ため池」については、緊急時の避難行動につなげるハザードマップの作成や耐震調査などを行います。

施策２ 農地の保全・活用

農地の遊休化や荒廃化が進むと、雑草の繁茂や病虫害の発生、獣害の助長、景観の悪化などにより、周辺の耕作地や生活環境に影響が及ぶおそれがあるため、農地を適切に管理していく必要があります。

遊休農地の発生防止と早期解消に向けて、農地の計画的な保全を推進し、荒廃した農地の再生に取り組むとともに、農業者だけで農地を維持することが難しい現状を踏まえ、企業・団体等による農地活用を促進し、農地の保全につなげていきます。また、管理されていない農地や今後管理することが難しい農地を担い手や新規就農者につなげていくため、農地の権利移動（農地の売買や貸借）を促進します。

【主な取組み】

○地域計画の推進

地域での協議により、目指すべき将来の農地利用の姿を明確化した「地域計画」に基づき、後継者の確保や農地の適切な活用を図り、遊休農地の発生を防ぎ、地域農業の維持につなげます。

また、地域計画の目標地図の状況などを踏まえた上で、農業振興地域整備計画の見直しについても検討します。

○耕作放棄地の再生

耕作放棄地を借り受ける農業者（再生利用者）等に対し、再生作業等に要する経費等を支援するなど、耕作放棄地の再生を促進するとともに、更なる耕作放棄地の再生に向けて、制度の拡充などを検討していきます。

また、農業者だけでなく、企業・団体等による農地活用を促進し、遊休農地活用の新たな仕組みづくりを推進します。

○農地流動化の促進

農業委員会と連携した、「農地中間管理機構（農地バンク）」の活用などを通じて、農業者による農地の権利移動を進め、使われていない農地を有効活用するとともに、担い手への農地のマッチングを促進します。

基本方針2 経営の確立を後押しし、担い手を確保する

施策1 生産性向上・収入確保

担い手の減少や高齢化に加え、国際情勢の不安定化に伴う資材費等の高騰や、気候変動による異常気象の頻発化などの影響により、生産コストが増加し、農業経営は一層厳しさを増しており、経営の安定化に向けた更なる取組みが必要となっています。

農業経営の安定化に向けた農家への支援を行うとともに、生産性の向上を図るため、農作業の省力化・効率化を促進します。

【主な取組み】

○スマート農業の普及支援

市内農家の課題やニーズに合った技術を持つ事業者等とのマッチングや、データ活用を始めとする先進技術の実証実験を行うなど、農家が実感を得られるようなスマート農業の実装・普及につながる取組みを推進します。

○鳥獣被害の防止

イノシシなどの有害鳥獣による農作物への被害防止を図るため、新しい技術も活用しながら、出沒する個体を捕獲する「個体群管理」、柵やネットにより畑などへの鳥獣の侵入を防ぐ「侵入防止対策」、鳥獣が出沒しにくくなる環境づくりを行う「生息環境管理」などに取り組めます。

○安定した価格・供給の確保

野菜・花きの市場価格が一定の価格を下回った場合にその差額を補てんするなど、収入の確保を支援します。

また、再生産可能な農業に向けて、より柔軟に生産者を支援できるよう、基準価格の見直しなどの農家支援策についても検討します。

○生産資材の確保

福岡県などの関係機関と連携して、高温に耐性のある新しい品種などの実証や導入を図ります。

また、国際市況等の影響を受けにくい農業への転換を促進するため、地域資源を活用した肥料の利用促進や耕畜連携、飼料生産の支援等に取り組む、生産コストの低減を図ります。

施策２ 担い手となる人材の確保・育成

全国同様、福岡市においても農業従事者の高齢化や減少が進んでおり、将来にわたり農業生産を維持していくことが難しくなることが懸念されます。

就農希望者への相談対応や情報提供、農業研修を通じて新規就農者を確保していくとともに、就農後も定着できるよう、農業委員会やＪＡ等の関係機関と連携しながら、資金や技術面など、就農・営農維持に向けたサポートに取り組みます。また、農業に関心を持つ市民と労働力を求める農家とのマッチング支援や農福連携の推進などにより、多様な人材が農業に携わる機会を創出します。

【主な取組み】

○新規就農者の支援

就農を検討している人を対象に、ＪＡなどの関係機関と連携し、就農に関する相談、農業の基礎を学ぶ研修及びインターンシップを実施し、新たな担い手の確保・育成を図るとともに、就農後においても、圃場の巡回や面談を実施し、技術及び経営に関する助言を行います。

また、就農時の経済的負担を軽減するため、営農に必要な資金や農業用施設・機械の導入経費を支援し、早期の農業経営の確立を図ります。

加えて、新規就農者にとってハードルが高い農地の取得について、農業委員会などの関係機関と連携して、遊休農地を含む利用可能な農地のマッチングを図ります。

○意欲ある担い手への支援（技術習得・経営力向上研修）

関係機関と連携して、生産技術の習得や経営力の向上に資する研修等の受講を支援するとともに、女性や青年農業者で構成される団体の活動などを通じて、農業者間の連携の強化やスキルアップを図ります。

また、経営規模の拡大や法人化等についても、随時相談を受け付け、地域の農家の意向を十分に踏まえながら支援していきます。

○多様な担い手の確保

農福連携について、多くの農家や福祉事業所が参入できるよう、支援の拡充を検討するとともに、今後更なる多様な担い手の確保のため、他業種を退職後のセカンドキャリアとして就農を希望する方に対する支援についても検討します。

基本方針３ 市内産農産物が選ばれる環境をつくる

施策１ 付加価値の向上

付加価値の向上にあたっては、ブランド化や加工品開発の支援などに取り組むほか、SDGs に対する意識の高まりを背景とした有機農業など、消費者の興味・関心が高い生産方法を取り入れることも有効な手段として考えられます。

そのため、専門家を含めた関係機関とともに農産物の特性に応じた付加価値の向上に資する取組みを支援します。また、農薬の使用量・環境負荷等を低減した環境保全型農業の取組みを関係機関と連携して進めるとともに、有機農業といった特色ある生産にチャレンジする農業者の取組みを支援します。

【主な取組み】

○ブランド化・加工品開発の支援

ブランド化や加工品開発の専門家の意見を取り入れながら、農業者に対し市内産農産物の特性に応じた支援を丁寧に行うとともに、販売先の開拓やメディアへの露出を通じた認知度の向上など、販路拡大にも取り組みます。

また、Fukuoka Flower Show と連携して、高付加価値な花きの生産に向けた支援や、消費拡大に向けたプロモーション活動などに取り組みます。

○有機農業に取り組む環境の整備

農業者が有機農業にチャレンジできる環境整備として、研修会や有機農業及び農産物の PR 活動などを行うとともに、農産物に「有機」と表示するために必要な「有機 JAS 認証」の取得に向けて支援します。

施策２ 地産地消の推進

地産地消の推進は、農業の持続的な発展を図るための重要な取組みであるとともに、市内産農産物が選ばれる環境づくりに寄与する施策です。また、流通距離の短縮による環境負荷の低減などにもつながります。一方で、市政に関する意識調査では、福岡市で様々な農産物が生産されていることを、具体的な産地の情報とあわせて知っている市民の割合は約２割に留まっているのが現状です。本市は産地と都市の距離が近く、新鮮な農産物が手に入る環境にあるという強みを有しており、167万人を超える市民に対してその認知を高めていく必要があります。

そのため、ふくおかさん家のうまかもん条例などに基づき、市内産農産物の認知度向上及び消費拡大を図ることで、地産地消を推進します。

【主な取組み】

○ふくおかさん家のうまかもん（※）のPR

飲食店等を対象とする市内産農産物の産地見学ツアーや、飲食店における市内産農産物フェアを開催し、各種メディアを通じて農産物と飲食店等を一体的に情報発信する取組みなどにより、ふくおかさん家のうまかもんの認知度向上及び消費拡大を図ります。

○学校給食での活用促進

教育委員会をはじめ関係機関等とともに、生産状況を踏まえた献立作成等の取組みを進めることで、市内産農産物の利用割合の維持・向上に努めます。

○地産地消への理解の促進

市民を対象とした食と農の体験教室や、児童生徒を対象とした学童菜園事業及び花育体験教室を実施し、市内産農産物への理解促進に努めます。

（※）市内で生産された農林水産物及びその加工食品

基本方針4 農村地域を活性化する

施策1 魅力ある農村づくり

農村地域では、人口減少や高齢化の進展などにより、農業の担い手不足や地域コミュニティの維持など様々な課題を抱えていることから、関係部局が連携し、地域と一体となって取り組むことが必要です。

農村地域の活性化に向けて、地域の特性を踏まえた農業の振興を図ることに加え、地域資源を生かした新たな魅力創出に向けた取り組みや、農業・農村が有する多面的機能を支える地域の共同活動を支援するとともに、農村地域の魅力を広く市民に伝える情報発信などに取り組めます。また、土地利用規制緩和制度^(※)を活用した民間活力の導入や空き家情報の提供について、引き続き関係部局と連携していきます。

(※) 地域住民の合意のもと、農林水産業や観光業など地域産業の振興に寄与する建築物「地域産業振興施設」の立地が可能となる規制緩和制度

【主な取り組み】

○地域資源を生かした魅力創出

地元農産物を活用した商品開発や直売など、新たな魅力創出に向けた取り組みを支援し、地域での消費拡大や交流人口の増加など、地域活性化につなげていきます。

○地域の共同活動支援

草刈りや水路の泥上げといった地域の共同作業への市民参加や企業・大学等との連携を促進するなど、多面的機能を支える地域の共同活動を支援します。

施策2 農への理解促進

農業や農村地域は、安定的な農産物の供給だけでなく、美しい景観や水源の涵養などの多面的な機能を有しており、食べ物がおいしく都市と自然が近い福岡市の魅力を支える重要な役割を果たしていますが、人口減少や高齢化の進展などにより、このような機能の維持が困難となってきています。

農業や農村地域を守り未来へつなげていくため、市民の理解を促進するとともに、農業や農村地域を応援したい人を増やし、人材の裾野を広げることで、将来的な担い手の確保にもつなげていきます。

【主な取組み】

○農とふれあう機会の充実

農林業ふれあい施設（※）における様々な体験機会の提供に加え、各種イベントの開催などを通じて、市民が身近に農にふれることができる機会の充実を図り、農業や、農村地域が持つ多面的機能の理解促進につなげていきます。

（※）ABURAYAMA FUKUOKA（油山市民の森・油山牧場）、花畑園芸公園、市民リフレッシュ農園（今津・立花寺）

○企業等の参画による交流促進

農村地域において、企業等による福利厚生や研修での遊休農地活用など新たな仕組みづくりを進め、多様な人々との関わりを広げることで、農村への理解を深め、地域の活性化につなげます。

第2節 作物別の主な方向性

第3節 地域別の主な方向性

整理中